

負担、医師や薬剤師などの所得と比較したり一般制度と特殊制度との関係で問題とされるから事は簡単ではない。M. Guillaume が多元的制度間の望ましい調和をフランス社会保障の今後の課題の一つとしてあげているのは、その意味で適切であろう。しかし、いっぽうでは、フランスにおける開業医の社会保障への適応過程にみられるように、政府を含めた各社会保障主体の新しいニーズと変化する状況に対する適応が、Guillaumeの指摘する制度体系の改革と並行して行なわれようような原理と組織の探求が不可欠である。社会保障改革の成否はそうした進歩につながっているかどうかという観点から判断すべきであろう。

おもな参考文献：

1. *Revue française des Affaires sociales*, 25^e année n° 2, avril-juin, 1971.
2. Jean-Jacques Dupeyroux, *Sécurité sociale*, 2^e et 3^e editions, 1967 et 1969.
3. Commissariat général du Plan d'Equipe-ment et de la Productivité, *V^e Plan 1966-1870: Rapport général de la Commission des Prestations sociales*, 1966.

(41頁からつづく)

ブルに55% (52%), 100ルーブル以上に50% (55%) となった。

この改正により、たとえば、最低年金は従来12ルーブルから20ルーブルに引上げられた。また、50ルーブル未満の者は、年金額が従来より大幅に引上げられることになり、従来と同一である50—60ルーブルのグループは別として、60ルーブル以上のグループでも、年金額は増額されることになった。もともと、所得が高くなるにしたがって、支給率の低下する方式が用いられている。それはともかく、このような年金の算出方式が用いられるようになり、コルホーズ構成員の年金も、国営企業の賃金や俸給取得者に適用される最高の支給率を用いられることになった。

廃疾年金と遺族年金でも、新しい算出方式により、20~25%を増額されることになった。また、最低廃疾年金では、労働災害や職業病による廃疾の場合に、廃疾の程度により、最も重い例の30ルーブルが35ルーブルに、20ルーブルが25ルーブルに、そして、最も軽い例の12ルーブルが16ルーブルにそれぞれ引上

げられた。通常の廃疾の場合には、廃疾の程度により、重い例の25ルーブルが30ルーブルに、軽い例の16ルーブルが20ルーブルに増額されている。なお、最低遺族年金では、遺族3人が15ルーブルから30ルーブル、2人が12ルーブルから20ルーブル、1人が8ルーブルから16ルーブルにそれぞれ引上げられた。

さらに、特殊な場合の年金年齢引下げが認められることになり、15年以上寒冷な北部のコルホーズで就労した者、あるいは20年以上困難な地域のコルホーズで就労した者には、男子で60歳を55歳に、女子で55歳を50歳にそれぞれ年金年齢が引下げられた。もともと、年金の受給資格を取得する期間は、従来通りに、男子で25年、女子で20年とされている。ちなみに、同時に改正された国営企業の最低老齢年金について付言すれば、年金額は月額30ルーブルから45ルーブルに引上げられた。

ILO, *International Labour Review*, Vol. 105, No. 2 1972, p.p. 186—187.

※ 33—35頁に関連記事あり。

(平石長久 社会保障研究所)